

商工会ニュースしわ 7月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和4年7月8日発行

◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

小規模事業者持続化補助金のお知らせ

小規模事業者が将来のビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援する上記補助金の今年度第2回目の申請を受付けております。

- ・補助上限 50万円（条件により100万円～200万円に上がる場合あり）
- ・補助率 2/3（条件により3/4になる場合あり）
- ・対象事業者 小規模事業者
 - ・卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）
⇒常時使用する従業員の数5人以下
 - ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業、建設業その他
⇒常時使用する従業員の数20人以下

・補助対象経費

- ①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

・取組み例

<機械装置等費>

高齢者集客のための椅子の購入、衛生向上や省スペース化のためのショーケースの購入、新たな

サービス提供のための製造・試作機械の購入 ※単純な設備の更新は対象経費となりません。

<広報費>

新たな販促用チラシの作成・送付、看板の設置

<展示会等出展費、旅費>

展示会へ出展、商談会への参加

<開発費>

商品パッケージのデザイン改良、新商品開発

<委託費>

新商品開発における成分分析の委託

<外注費>

店舗改装、バリアフリー化工事、利用客向けトイレ工事

・応募期間

申請締切：令和4年9月20日（火）（令和4年度第2回目）

事業計画の作成に時間を要しますので、商工会にご相談の際はお早めをお願いいたします。

下記個別相談期間内にご相談ください。

個別相談会受付期間：令和4年7月11日（月）～令和4年9月2日（金）

紫波町飲食店テイクアウト等支援事業補助金

紫波町では、新型コロナウイルス感染症のまん延により甚大な影響を受けた町内の飲食店が新たな事業分野の開拓及び経営の革新をするために要する経費に対し、予算の範囲内で下記のとおり補助金を交付します。

・申請受付期間

令和4年6月20日～令和5年2月3日（1店舗につき申請は1回限り）

※予算の上限に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了いたします

・申請対象者

- (1) 事業所が町内に所在し、飲食店を経営する者
- (2) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までにを行う新たな事業を行う者
- (3) 風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業に該当する事業を営んでいない者
- (4) 暴力団員が役員または使用人となっていない者

・補助対象費及び補助額

- (1) 業態転換を実施するために要する以下に該当する費用（限度額 50 万円）
 - ① 店舗修繕 業態転換に必要な店舗の修繕、模様替え及び増築工事に要する費用
 - ② 店舗外営業
ア 営業許可等の許認可取得に要する費用
イ 屋台、移動販売、宅配等を行うための車両の購入に要する費用及びリース・レンタル料並びに当該車両等を店舗外で営業販売を行う仕様に変更するために要する費用
ウ 店舗外で販売を行う場合の会場借上料
 - ③ 新商品開発 新商品の開発に必要な機材の導入に要する費用
 - (2) 販売促進を図るために要する以下に該当する費用（限度額 10 万円）
 - ① 受注や決済システム導入に要する費用（サービス利用料、システム保守等のランニングコストは除く。）
 - ② チラシ・ポスターの製作その他の広報に要する費用
 - ③ テイクアウト、宅配等に必要となる食品容器及びその他消耗品や備品等の購入費用
- ※補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まない
※補助額は、補助対象経費から国、地方公共団体等からの補助金の額を差し引いた額とする

・申請方法及び申請様式

紫波町役場のホームページ上に掲載されておりますので、ご覧ください

ホームページ URL <https://www.town.shiwa.iwate.jp/sangyo/kigyo/8947.html>

・問い合わせ先

紫波町役場 商工観光課

電話：019-672-6913

紫波町地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃・地代補助）

紫波町では、新型コロナウイルス感染症のまん延により、売上げが減少し、経営に影響が出ている町内中小企業者に対し、経営を圧迫する固定費の一つである事業所に係る賃借料（家賃・地代等）の一部を補助し、事業継続に向けた取り組みを支援します。

・申請対象者

町内で店舗等を賃借により営業する者で、次の要件を満たす方

対象者要件

1	町内中小企業者で指定業種を営んでいる
2	令和4年4月から令和4年6月の間のいずれかひと月の売上が平成31年又は令和元年同月と比較して30%以上減少している (創業から間もない者であって平成31年又は令和元年の売上げとの比較ができない場合は、創業から売上げを比較する月までの間のいずれか一月の売上げを比較月の売上げとみなします。)

・対象経費及び補助額

対象経費補助額

対象経費	町内に所在する令和4年4月から令和4年6月分の 店舗等の家賃、付随する借地料（駐車場含む）等
補助額	対象経費（賃借料3か月分）の50%（上限30万円）

・申請受付期間

令和4年6月1日～令和4年8月31日

※予算の上限に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了いたします

・申請方法及び申請様式

紫波町役場のホームページ上に掲載されておりますので、ご覧ください

ホームページ URL <https://www.town.shiwa.iwate.jp/sangyo/kigyo/8733.html>

・問い合わせ先

紫波町役場 商工観光課

電話：019-672-6913

夏の一日公庫の開催について

「夏の一日公庫」を下記の日程で開催いたします。

当日は、日本政策金融公庫盛岡支店の職員が来会し、運転資金や今後の設備投資計画などのご相談をお受けいたします。皆様のご相談をお待ちしております。

日 時：令和4年8月3日（水）午前10時～12時

会 場：紫波町商工会館

※事前のご予約が必要となりますので、同封の「夏の一日公庫申込書」にご記入のうえ、7月29日（金）までにFAXで返信いただくか、電話でご連絡下さいますようお願いいたします。